計画で推進するてつの施策とその主な内容

社会全体で子ども・子育てが 大切にされる環境づくり

- (1)子どもの権利擁護の推進
- (2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進
- (3)経済的支援等による子育て環境の整備

子どもの成長を支える教育の 推進

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3)特別支援教育の充実
- (4) 次代の親の育成

支援を必要とする子どもや 家庭への対応

- (1) 心の問題を抱える子どもへの対策
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4)ひとり親家庭支援の推進
- (5) 障害児施策の充実

子どもが安全で安心して 暮らせる環境の整備

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

幼児期の学校教育・保育の 確保と充実

- (1) 学校教育・保育の提供の確保・充実
- (2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実
- (3)教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上
- (4) 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続

子どもと親の健康の確保と増進

- (1) 妊産婦・乳幼児に関する保健の充実
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3)食育の推進
- (4) 小児医療の充実と小児慢性特定疾病対策の推進

仕事と子育ての両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
- (2) 両立を支援する教育・保育の提供の充実



計画の推進体制と進行管理

推進体制

- 〇 子ども・子育て支援対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅などの各分野にまたがっているため、「宮城県 次世代育成支援・少子化対策推進本部」(本部長:知事)において、庁内の連携体制をより強化し、総合的に取り組みます。
- 各分野における関係者で構成される「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」において、 施策の実施に関し意見などを聴取していきます。

進行管理

「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」、「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て 会議」において、進捗状況等に関する評価や検証を行い、毎年度公表します。

合計特殊出生率,保育所等利用待機児童数

本計画では、この2項目を、進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標とします。

市町村との連携

- 市町村と恒常的に必要な助言, 意見交換及び情報提供等を行い, 相互に連携を図りながら子ども・子育て支援対策を総合的
- 子ども・子育て支援新制度の施行に当たり、県及び市町村は、教育・保育施設の認可・認定及び確認並びに指導監督に当たり、 必要な情報の共有、共同での指導監督など、相互に密接に連携しながら円滑な移行を図っていきます。
- 県は、専門性の高い施策及び市町村の区域を越えた広域的な調整を要する施策など、地域の実情に応じて必要な支援を講じ、 市町村の子ども・子育て支援対策の充実を図っていきます。



みやぎ子ども・子育て幸福計画(第I期)

宮城県 保健福祉部 子育て支援課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 TEL: 022-211-2528/FAX: 022-211-2591 e-mail: kosodate@pref.miyagi.jp



この印刷物は 3,000 部作成し、

1 部あたりの単価は 10 円です。

みやぎ子とも・子育て幸福計画

第I期

【宮城県次世代育成支援行動計画】 【宮城県子ども・子育て支援事業支援計画



「みやぎ子ども・子育て幸福計画」第 I 期の概要

計画策定の趣旨

子どもや親をめぐるさまざまな課題

少子化の進行

核家族化や地域の つながりの希薄化による 子育て機能の低下

慢性的な 待機児童の発生

心の問題を抱える 子どもの増加

児童虐待の発生

障害児など支援を要 する子どもへの対応

出産等に伴う就労困難 など厳しい雇用環境

子どもの 犯罪被害の多発

被災した子どもや 親の生活環境の変化



例えば…

<出生数と合計特殊出生率の推移>

- 1人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計 特殊出生率については、平成12年まで全国値を上回 っていましたが、平成13年に同値となって以降は、 全国平均を下回る状況が続いています。
- 平成25年の宮城県は1.34で、都道府県の中で も下から9番目という低い水準となっています(全国 は1.43)。
- 平成27年以降の推計においても、宮城県は全国平 均を下回り, 将来的にも低い水準で推移すると予測さ れています。
- また、出生数についても、昭和50年前後の第2次 ベビーブームをピークに年々低下を続け、平成17年 に2万人を割り込み、平成25年は18、949人と 低くなっています。

みやぎ子ども・子育て幸福計画



県として、重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、みやぎの将来を担う 子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推 進するため、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」第 [期を策定しました。

計画の位置づけ

- 宮城県では、次世代育成支援対策推進法の行動計画と、子ども・子育て支援法の支援計画を、一体的に策定しています。
- また、この計画は、県政運営の基本的指針である「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの復興の道筋を示した「宮城県震 災復興計画」を上位計画とした個別計画ともなっています。

計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

計画の基本理念

基本理念 1

健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成

目指します

子どもたちが、健やかに育ち、 豊かな人間性を形成できること

子どもを権利の主体として位置付け、その個性や 人格を尊重しながら, 子ども自身が自分の適性や 能力を十分に発揮し、自己実現ができる体制作り

安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現

目指します

安心して子どもを生み育てるこ とができる地域社会の実現

学校, 家庭及び市町村・警察などとの連携によ り、地域全体で子どもを見守る環境づくり

応援します

仕事と生活の調和を実現し、「みんなで次世代を育てる」意識を持ち、企業や地域を含め た社会全体で子育てを行うこと

基本理念達成のための5つの視点

すべての親が、出産・ 子育てに不安や負担, 重 圧を感じることなく,希 望を持って子育てができ るよう, サービス利用者 の視点に立ち, 安心して サービスを利用できる環 境の整備に努め、また、 親自身の育ちや学びとい う点にも配慮します。

親が子育てについての

第一義的責任を有すると いう基本的認識のもと、

国•地方公共団体, 家庭

• 企業 • 教育施設 • 児童

福祉施設・関係団体等が

各々の役割を果たすとと

もに、連携しながら地域

全体で子育てを支援する

環境の整備に努めます。

すべての 親への応援

すべての 子どもの幸せ

すべての子どもの生命や人権 が尊重され, 健やかに成長して いくことができるよう, 一人一 人の子どもが抱える背景の多様 性を認め, 子どもにとっての幸 せを最優先にします。

地域全体での 子ども・子育て

応援

仕事と生活の

被災した子どもや 家族への復興支援

被災した子どもやその家族が置かれている状況を 把握し,国・県・市町村・関係機関等が連携しなが ら、長期的かつきめ細かい支援の充実を図り、子ど もがたくましく育ち、その家族が孤立せず子育てが できるよう、被災地の支援対策を推進します。

- 働き方の見直しを 進め, 結婚や出産・ 子育てを希望するす べての人たちが、自 分の意思で多様な働 き方・生き方が選択 できる社会の実現を 目指します。
- 男女が協力して子 育てできるよう、自 治体,企業及び働く 者による共通理解を 図り, 仕事と生活の 調和実現の視点から, 支援対策を推進しま す。